



# 島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第89号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【条 例】

島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	4
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	（       "       ）	6

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

## 1 条例の概要

- (1) 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、園児の各年齢別に定める教育及び保育に従事する者の配置基準により認定こども園に置かなければならない職員の数が増える場合には、当分の間、認定こども園に置くものとされる職員2人のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができることとした。（附則第2項関係）
- (2) 職員の資格の基準により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。（3）及び（5）において同じ。）をもって代えることができることとした。（附則第3項関係）
- (3) 職員の資格の基準により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができることとした。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。（附則第4項関係）
- (4) 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における職員の資格の基準により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができることとした。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。（附則第5項関係）
- (5) 次の表の左欄に掲げる特例を適用することにより同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、職員の配置基準により認定こども園に置くものとされる職員数の3分の1を超えてはならないこととした。（附則第6項関係）

(2)による特例	職員の資格の基準による保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
(3)による特例	職員の資格の基準による幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
(4)による特例	職員の資格の基準による幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第38号）

## 1 条例の概要

- (1) 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、園児の各年齢別に定める教育及び保育に直接従事する職員の配置基準により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員2人のうち1人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができることとした。（附則第8項関係）

係)

- (2) 職員の配置基準により置かなければならない園児の教育及び保育に直接従事する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができることとした。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。（附則第9項関係）
- (3) 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における職員の配置基準により置かなければならない園児の教育及び保育に直接従事する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができることとした。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。（附則第10項関係）
- (4) (2)又は(3)を適用する場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、職員の配置基準により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならないこととした。（附則第11項関係）

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 37 号

島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び 5 項を加える。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 9 条第 1 項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が 1 人となる場合には、当分の間、第10条第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち 1 人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 3 第10条第 1 号及び第 4 号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第 6 項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第 6 項において同じ。）をもって代えることができる。
- 4 第10条第 2 号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1 日につき 8 時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じ

て必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第10条第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、第9条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第10条第1号及び第4号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第10条第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第10条第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 38 号

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項の表備考第1号中「。以下この号」の次に「及び附則第9項」を加える。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第17条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者となることができる。
- 9 第17条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第17条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保

育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 11 前 2 項の規定により第 17 条第 3 項の表備考第 1 号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。